

29受文科高第3号の27
平成30年3月27日



行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

文部科学大臣
林 芳 正



平成30年2月27日付け（平成30年2月28日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

日本学生支援機構の貸与奨学規程25条と日本学生支援機構法施行令5条5項との整合性に関する文部科学省の考えが分かる文書

2 不開示とした理由

請求文書を保有していないため不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）
(決定の内容について) 高等教育局学生・留学生課法規係 内線3050
(手続について) 文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室 内線2572